

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 園芸畜産課 | 整理番号 | 2-10 |
|-------------------------|---|-------|------|------|
| 許認可等の種類 | 土地又は土地の定着物の使用権設定に係る協議の許可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 漁業法第124条第1項 | | | |
| 許認可等の概要 | 漁業者、漁業協同組合、漁連が漁業上の施設として他人の土地又は土地の定着物の使用権設定に係る協議をする際の許可 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合はその理由) | <p>漁業法 (土地及び土地の定着物の使用) 第二百二十四条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用することが必要且つ適当であつて他のものをもつて代えることが著しく困難であるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。</p> <p>漁業法施行規則 (使用権の設定等に関する手続) 第八条 法第二百二十四条第一項の規定による認可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地の図面を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る土地又は土地の定着物につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所 二 当該土地の所在、地番、地目及び面積又は土地の定着物の所在、種類及び数量並びに土地又は土地の定着物の利用状況 三 使用権の対価、その支払の方法及び時期 四 当該土地又は土地の定着物の引渡の時期 五 使用開始の時期 六 使用権の存続期間 七 その他参考となるべき事項</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 処分の先例がなく、具体化するのが困難 | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | |